

災害時に係る県税の支援制度について

石川県総務部税務課
令和7年8月版

～石川県の災害時の県税の支援制度について～

災害により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

石川県では、災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて、県税の「減免」「期限の延長」「徴収猶予」の制度を設けています。

この制度の適用を受けるためには、県総合(県税)事務所又は県税務課へ申請を行う必要があります。

申請手続など詳しい内容については、最寄りの事務所又は税務課へお尋ねください。

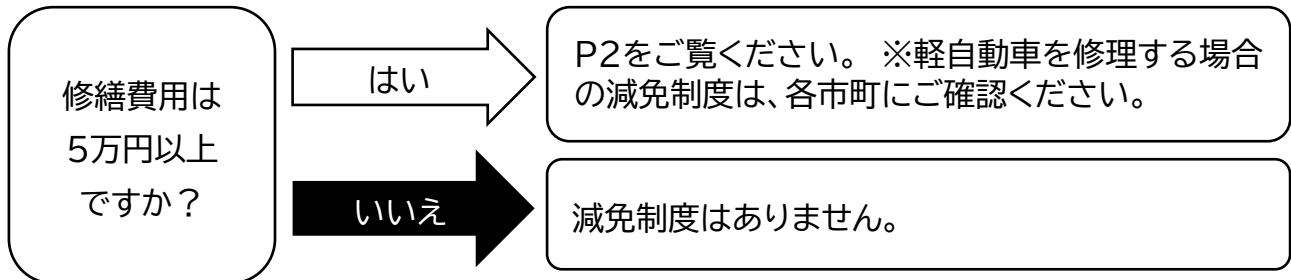
－ 目 次 －

1	減免制度	
(1)	自動車税の減免について	1
(2)	不動産取得税の減免について	5
(3)	個人事業税の減免について	6
2	期限の延長について	7
3	徴収の猶予制度について	7

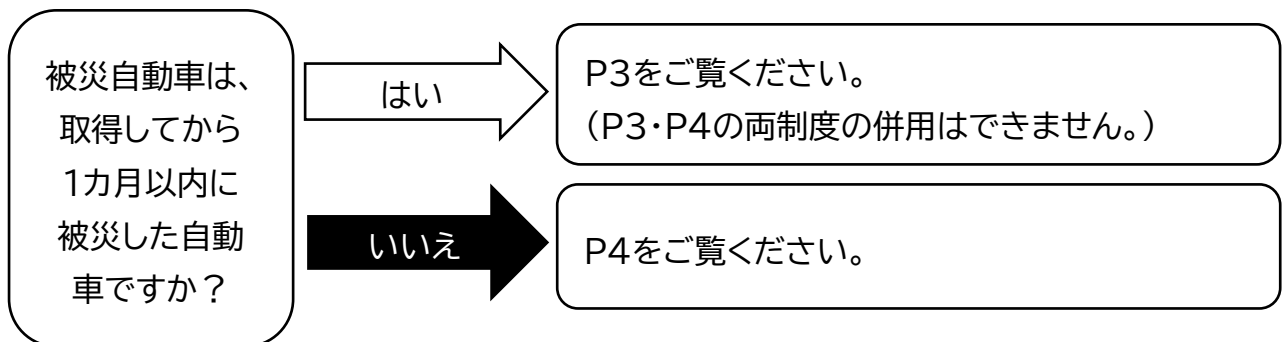
1 (1) 自動車税の減免について

自動車税の減免は、被災した自動車の状況等により、減免できる内容が異なります。
次のフローチャートを参考に該当するページをご確認ください。
(石川・金沢ナンバー以外の自動車は、ナンバーを管轄する都道府県にお問合せください。)

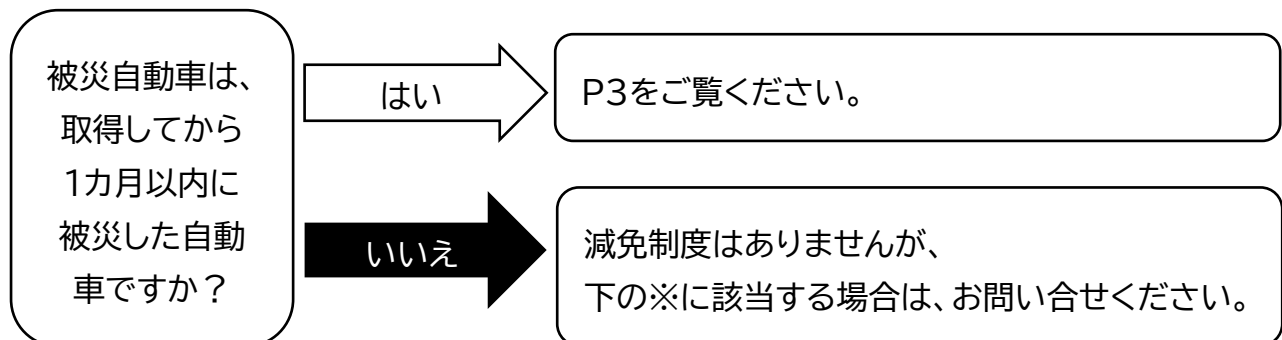
<被災自動車を修理する場合>



<被災自動車を買い換える場合> (代替自動車を取得する場合)



<被災自動車は買い換えない場合> (使用できないため抹消登録を行う場合)



※「抹消登録した月」と「被災した月」が異なる場合について

自動車税(種別割)は運輸支局で「抹消登録した月」を基準に、自動的に月割りで減額されます。
被災自動車の「抹消登録した月」が「被災した月」の翌月以降の場合は、「被災した月」の翌月から「抹消登録した月」までの税額を減額できる制度があります。被災自動車の登録番号(ナンバー)をご確認のうえ、各県総合(県税)事務所へお問い合わせください。



減免の申請書様式・制度の詳細については石川県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



① 被災自動車を修繕し、継続して使用する場合

(1) 減免制度の内容

被災した自動車(軽自動車を除く)を修繕し、継続して使用する場合に、修繕に要した費用の額に応じて、被災自動車に課税された自動車税(種別割)について一部減免する制度です。
減免を受けるためには申請が必要です。

(2) 手続きに必要なもの及び申請期限

区 分	被災自動車の種別割	
要 件 お よ び 軽減される割合	修繕費用(※1)が5万円未満	減免なし
	修繕費用(※1)が5万円以上25万円未満	1/4
	修繕費用(※1)が25万円以上	1/2
減免の対象 となる税額	災害を受けた年度の自動車税(種別割)の年税額 ※月割課税の場合は月割額	
申 請 に 必要な物	① 申請書(災害関係)第68号様式 ② 自動車の「り災(被災)証明」またはそれに類するもの (「被災者届出証明交付証明書」等)の原本(※2) ③ 被災自動車の損壊状況がわかる写真(※3) ④ 被災自動車の車検証の写し ⑤ 修繕費請求書または領収書の写し(修理車両や修理内容が分かるもの) ⑥ 保険金の支払通知書の写し(支払いがある場合のみ) ⑦ (口座振込による還付を希望の場合)還付金振込口座申出書 ※本人名義の口座に限る	
申請期限	原則、被災した日から30日以内(個別延長制度あり)事前にご相談ください。	

※1 修繕費用は、保険金等で補てんされる額を除いたもので判断します。

※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。
証明を受けることが難しい場合は、本人による申立て代用できます。

※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

■ 減免額の計算方法(参考)

自動車税(種別割)の年税額34,500円の自動車で 修理費用が30万円、保険金等の補てん額が0円 の場合

$$\begin{array}{lll} \text{年税額} & \text{軽減割合} & \text{減免額(100円未満の端数切り上げ)} \\ 34,500\text{円} & \times 1/2 & = 17,300\text{円} \end{array}$$

(3) お問い合わせ先

名 称	所 在 地	連 絡 先
小松県税事務所 納税課	〒923-8515 小松市園町ハ108-1	0761-23-1713
金沢県税事務所 納税課	〒920-8585 金沢市幸町12-1	076-263-8836
中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町二部33	0767-52-6112
奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2304
総務部税務課 自動車税グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	076-225-1273

② 自動車の取得後1カ月以内に被災し滅失した場合

(1) 減免制度の内容

取得(自動車の登録の日)から1カ月以内に被災し滅失した自動車又は軽自動車について、その自動車を取得した際に申告納付した自動車税(環境性能割)または軽自動車税(環境性能割)を減免する制度です。減免を受けるためには申請が必要です。

(2) 手続きに必要なもの及び申請期限

区 分	被災自動車の環境性能割	
要 件 および 軽減される割合	取得(自動車の登録の日)から1カ月以内に被災、滅失したため、 <u>抹消登録(※4)</u> をした自動車又は軽自動車	全額
減免の対象 となる税額	被災自動車を上記期間に取得した際に申告納付した環境性能割額 ※被災自動車を取得の際に課税されなかった場合は、減免額はありません。	
申 請 に 必要な物	① 申請書(災害関係)第66号の2様式 ② 自動車の「り災(被災)証明書」またはそれに類するもの(「被災者届出証明交付証明書」等)の原本(※1) ③ 被災自動車の損壊状況が分かる写真(※2) ④ 被災自動車の永久抹消登録(※4)が完了したことが分かる書類(登録事項等証明書)の写し ⑤ (口座振込による還付を希望の場合)還付金振込口座申出書※本人名義の口座に限る ⑥ (自動車税(種別割)を月割に減額する)申立書(※3)	
申請期限	被災した日から30日以内	

※1 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。

証明を受けることが難しい場合は、本人による申立てで代用できます。

※2 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

既に解体済みであるなど、提出できない場合はその旨を申請書の余白に記載することで省略可能です。

※3 災害があった同月中に抹消登録が完了している場合は不要です。

※4 運輸支局で、解体した場合に登録する「永久抹消登録」をした場合に限りです。

永久抹消登録の手続きについては、お近くの運輸支局にお問合せください。

◎車を買換えた場合で、抹消登録が被災した月の翌月以降になる場合は、被災した月の翌月から抹消した月までの税額を減額できる制度がありますので、各県総合(県税)事務所までお問合わせください。

(3) お問い合わせ先

名 称	所 在 地	連 絡 先
総務部税務課 自動車税グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	076-225-1273

③ 被災自動車を抹消し、代替となる自動車(代替自動車)に買い換えた場合

(1)減免制度の内容

被災した自動車を買換えた場合に、被災自動車の代替自動車を取得した際に申告納付する自動車税(環境性能割)または軽自動車税(環境性能割)について、被災自動車の残存価格等に応じて一部減免する制度です。減免を受けるためには申請が必要です。

(2)手続きに必要なもの及び申請期限

区 分	代替自動車の環境性能割	
要 件 および 軽減される割合	次の3点をすべて満たすこと ① 被災自動車と代替自動車の 「納税義務者」「用途」「自家用・営業用の別」 が同一であること ② 被災した日から1年以内の取得であること ③ 被災自動車について、 「永久抹消登録」または「一時抹消登録」すること	被災自動車の残存価格(※1)に 代替自動車の環境性能割の税率 を乗じて得た額に相当する額 ※代替自動車を取得した際の 環境性能割額を限度とする
減免の対象 となる税額	代替自動車を取得した際の環境性能割額の一部または全部 ※代替自動車を取得の際に課税されなかった場合は、減免額はありません	
申 請 に 必要な物	① 申請書(災害関係)第66号の2様式 ② 自動車のり災(被災)証明またはそれに類するもの(被災者届出証明交付証明書 等)の原本(※2) ③ 被災自動車の損壊状況が分かる写真(※3) ④ 被災自動車の一時抹消登録または永久抹消登録が完了したことが分かる書類 (登録識別情報等通知書)の写し ⑤ 代替自動車の車検証の写し ⑥ 代替自動車の売買契約書または注文書の写し ⑦ (自動車税(種別割)を月割に減額する)申立書(※4) ⑧ (口座振込による還付を希望の場合)還付金振込口座申出書※本人名義の口座に限る	
申請期限	被災した日から1年以内に取得する代替自動車の取得日(登録日)	

※1 残存価格については、県税務課または各県総合(県税)事務所にお問い合わせください。

※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。
証明を受けることが難しい場合は、本人による申立て代用できます。

※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

既に解体済みであるなど、提出できない場合はその旨を申請書の余白に記載することで省略可能です。

※4 災害があった同月中に抹消登録が完了している場合は不要です。

◎車を買換えた場合で、抹消登録が被災した月の翌月以降になる場合は、被災した月の翌月から抹消した月までの税額を減額できる制度がありますので、各県総合(県税)事務所までお問い合わせください。

(3)お問い合わせ先

名 称	所 在 地	連 絡 先
総務部税務課 自動車税グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	076-225-1273

1 (2) 不動産取得税の減免について

(1)のいずれかに該当する場合は、不動産取得税が減免されます。減免を受けるためには、申請が必要です。

(1) 減免制度の内容

- ① 被災不動産の所有者が、滅失または損壊した不動産と同一用途に供する不動産(代替不動産)を当該災害を受けた日から3年以内に取得した場合
- ② 課税対象の不動産が災害により、その納期限までに滅失又は損壊した場合

(2) 減免額

滅失又は損壊の程度に応じて、税額を減免します。

家屋

被害の程度	全壊	大規模半壊、中規模半壊	半壊、準半壊	一部損壊
減免率	100%	60%	40%	20%

※「大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊」であっても、当該被災家屋を取壊した場合は、「全壊」とします。

土地

被害面積割合	80%以上	60%以上80%未満	40%以上60%未満	20%以上40%未満
減免率	100%	80%	60%	40%

(3) 手続の方法

災害を受けた日以降に納期限が到来する課税対象の不動産のうち、(1)のいずれかに該当する場合は、以下の書類を各県総合(県税)事務所へ提出してください。

- ① 減免申請書(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)
- ② リ災証明書(市役所、町役場で発行)
…事業用資産が被害を受けた場合、リ災証明書が発行されませんので、被害の程度が分かる書類をご準備ください。
- ③ 被災不動産の被災年の固定資産評価額が分かる書類…(1)①の場合
- ④ 滅失登記…大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊で取壊しを行った場合
- ⑤ その他被害の程度が確認できる書類

(4) 申請期限

申請期限は、納税通知書に記載されている納期限の7日前です。
但し、災害等により、期限までの申請ができない場合は、当該期限を延長することができます。
詳しくは「2 期限の延長について」をご覧ください。

(5) お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	取得した不動産の所在地
金沢県税事務所 不動産取得税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8833	小松市、加賀市、能美市、 川北町、金沢市、白山市、 かほく市、野々市市、 津幡町、内灘町
中能登総合事務所 税務課課税係	〒926-0852 七尾市小島町二 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町、 輪島市、珠洲市、穴水町、 能登町

減免の申請書様式・制度の詳細については石川県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



1 (3) 個人事業税の減免について

事業用資産等が被災した場合は、災害を受けた年の前年分の事業所得に対して課税される個人事業税が減免されます。減免を受けるためには、申請が必要です。

(1) 減免制度の内容

①または②に係る資産が被災し場合は、事業所得に応じて税が減免されます。

① 自己又は扶養親族の所有する事業用資産

前年分の事業所得	減免率	
	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
500万円以下の方	100%	50%
500万円超～750万円以下の方	50%	25%
750万円超～1,000万円以下の方	25%	10%

※事業所得が1,000万円を超える場合は減免されません。

② 自己又は扶養親族の所有する住宅又は家財

前年分の事業所得	減免率	
	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
420万円以下の方	100%	50%
420万円超～470万円以下の方	50%	25%
470万円超～500万円以下の方	25%	10%

※事業所得が500万円を超える場合は減免されません。

(注1) ①および②のいずれにも該当する場合は、減免率の高い方が適用されます。

(注2) ①または②において、複数棟の家屋を所有している場合は、全体の被害状況の程度で判断します。

(注3) ②においては、自己又は扶養親族が常時起居している必要があります。

(2) 手続の方法

下記書類を各県事務所へ提出してください。

- ① 減免申請書(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)
- ② リ災証明書(市役所、町役場で発行)
…事業用資産が災害を受けた場合、被害の程度が分かる書類
- ③ 災害を受けた年の前年分の確定申告書(控)及び固定資産税資産証明書
…扶養親族が所有する資産の場合のみ
- ④ 確定申告における「減価償却費の計算」の写し又は固定資産税資産証明書
…複数棟の家屋を所有している場合(上記注2)のみ

(3) 申請期限

申請期限は、原則、災害を受けた日から30日以内です。

但し、災害等により、期限までの申請ができない場合は、当該期限を延長することができます。

詳しくは、「2 期限の延長について」をご覧ください。

(4) お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	管轄地域
金沢県税事務所 課税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8839	小松市、加賀市、能美市、 川北町、金沢市、白山市、 かほく市、野々市市、 津幡町、内灘町
中能登総合事務所 税務課課税係	〒926-0852 七尾市小島町二 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町、 輪島市、珠洲市、穴水町、 能登町

減免の申請書様式・制度の詳細については石川県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



2 期限の延長について

被災された方を対象とする期限の延長は、次のとおりです。

(1) 地域を指定した延長(申請不要)

次の県税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限について、「対象者」欄に記載の地域の方は、期限の延長をしております。(申請不要)

税の種類	対象者	対象となる申告等の期限	延長後の期限
県民税 (個人県民税を除く※1) 事業税	次の地域に住所又は主たる事務所 若しくは事業所がある方 七尾市、志賀町	令和6年1月1日から 令和7年1月30日 までに到来するもの	令和7年1月31日
県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税・核燃料税	次の地域に住所又は主たる事務所 若しくは事業所がある方 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	令和6年1月1日以降 に到来するもの	後日、県の告示で 定める日※2

※1 個人県民税の納付等の期限は、お住まいの市町の市民税・町民税の納付等の期限が適用されます。

※2 延長後の期限は、現在未定です。決定次第、県ホームページ等で公表します。

(2) 個別申請による期限の延長について(個別に申請)

(1)以外の方で、被災し、県税の申告又は納付等ができない場合は、管轄の県総合(県税)事務所に対して個別に申請することにより、災害がやんだ日から2か月以内に限り、期限の延長を受けられる場合があります。

※詳しくは、各県総合(県税)事務所までお問合せください。



期限延長の詳細については石川県ホームページをご確認ください

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/korona_entyou.html



3 徴収の猶予制度について

被災し、県税等を一時的に納付(納入)することができないと認められる場合は、申請により徴収の猶予を受けることができます。(1年以内の期間に限る)

(1) 手続の方法

次の4点を管轄する各県総合(県税)事務所へ提出してください。

① 徴収猶予申請書(各県総合(県税)事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)

② 災害があったことを証する書類((市役所、町役場で発行する「り災証明書」など)

※これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、所管する県(総合(県税)事務所)にご相談ください。

③ 財産目録(各県総合(県税)事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)

④ 収支の明細書(各県総合(県税)事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)

(2) お問い合わせ先(納付(納入)に関するご相談)

名称	所在地	電話番号	管轄地域
小松県税事務所 納税課	〒923-8515 小松市園町ハ108-1	0761-23-1713	小松市、加賀市、能美市、 川北町、福井県
金沢県税事務所 納税課	〒920-8585 金沢市幸町12-1	076-263-8835	金沢市、かほく市、白山市、 野々市市、津幡町、内灘町 県外(福井県及び富山県を除く)
中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町ニ33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町、富山県
奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、穴水町、 能登町



徴収猶予の申請書様式・制度の詳細については石川県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/yuuyoseido/yuuyoseido.html>

